

優良建設工事等表彰における令和3年度表彰の要件について

土木建築局 技術企画課

優良建設工事等表彰事務取扱要領第4条に定める、令和2年度中に県が引渡しを受けた工事を対象に行う令和3年度表彰における要件は以下のとおりです。

要件一覧

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用
1点	<u>・表彰対象工事におけるICT土工（2D除く）またはICT舗装工の実施</u> <u>・表彰対象工事における広島県長寿命化技術活用制度の登録技術の活用</u>	・マイロード・ラブリバ一双方の登録、実施	・表彰対象工事における週休2日の完全実施
2点			・表彰対象工事における工事着手時40歳以下の技術者による施工 ・表彰対象工事における女性技術者による施工

※下線部は令和3年度表彰から新規追加・改正した箇所

1 技術向上分野

○ICT土工（2D除く）またはICT舗装工の実施

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・評価対象は1技術（1工事最大1点）
- ・当初施工計画書（変更により新規工種追加となった場合は直近の変更施工計画書）において施工を計画しているもの。
- ・施工プロセス（3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理）のいずれかの段階でICT施工技術を活用すれば可とする。
- ・従来施工において、土木工事施工管理基準を適用しない工事は適用対象外。
- ・各技術は、国土交通省が定める『平成31年度向け「ICTの全面的活用」を実施する上での技術基準類』によるものとする。

工事条件	評価対象技術
<p>1,000m³ 以上の土工を含む工事</p>	<p>1 3次元起工測量 次の(1)から(7)のいずれか(複数選択可)による起工測量 (1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 (2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 (3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 (4) トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 (5) RTK-GNSSを用いた起工測量 (6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 (7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>2 3次元設計データ作成 1で計測した測量データと、発注者から貸与された発注図データを用いて3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成するもの。</p> <p>3 ICT建設機械による施工 2で作成した3次元設計データを用い、3次元MCまたは3次元MGブルドーザ、3次元MCまたは3次元MGバックホウにより施工を実施するもの。</p> <p>4 3次元出来形管理等の施工管理 (1) 出来形管理 次の①から⑦のいずれか(複数選択可)による出来形管理 ①空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ②地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ③トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ④トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 ⑤RTK-GNSSを用いた出来形管理 ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 (2) 品質管理 TS・GNSSを用いた締固め回数管理</p>
<p>1,000m² 以上の舗装工を含む工事</p>	<p>1 3次元起工測量 次の(1)から(4)のいずれか(複数選択可)による起工測量 (1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 (2) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 (3) トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 (4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>2 3次元設計データ作成 1で計測した測量データと、発注者から貸与された発注図データを用いて3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成するもの。</p>

	<p>3 ICT建設機械による施工</p> <p>2で作成した3次元設計データを用い、3次元MCモーターグレーダ、3次元MCブルドーザにより施工を実施するもの。</p> <p>4 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>次の(1)から(4)のいずれか(複数選択可)による出来形管理</p> <p>(1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>(2) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理</p> <p>(3) トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</p> <p>(4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p>
--	--

(2) 提出書類(予定)

- ・申請様式
- ・施工計画書該当ページ(写)(表紙, 指定機械, 主要船舶・機械, 施工方法, 施工管理計画等)
- ・実施状況が確認できる写真(2, 3枚程度), データ抜粋等
 <該当工種が新規追加となった場合>
- ・変更契約書(写) …該当工種が追加となったことがわかるページの写しを添付
- ・変更施工計画書該当ページ(写) …上記変更契約を反映した施工計画書の該当ページ

○広島県長寿命化技術活用制度の登録技術の活用

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において広島県長寿命化技術活用制度の登録技術を活用した場合に加算する(施工数量や施工金額は問わない)。
- ・評価対象は1技術(1工事最大1点)

(2) 提出書類(予定)

- ・申請様式
- ・施工計画書該当ページ(写)(表紙, 指定機械, 主要船舶・機械, 施工方法, 施工管理計画等)
- ・実施状況が確認できる写真(2, 3枚程度), データ抜粋等

2 地域維持分野

○マイロード・システム，ラブリバー制度双方の登録，実施

(1) 共通事項

- ・優良建設工事の引渡年度において，社として，県内で，「広島県アダプト制度実施要領」に基づくマイロード・システム，ラブリバー制度の両方の認定，両方の実施がある場合に加点する。
- ・1社での登録，実施に限り対象とする。（複数社での登録は対象としない）
- ・表彰対象工事すべてを対象とする（複数工事が表彰対象の場合は，それぞれの工事に加点する）

(2) 提出書類（予定）

- ・申請様式
- ・認定書（入札参加資格者名簿でも可）の写し
- ・広島県アダプト制度実施要領に基づく活動実績報告書の写し（（市町経由で）事務所（支所）へ提出されたものとし，受領印の押印があるもの）

3 持続可能分野

○週休2日の完全実施

(1) 共通事項

ア 現場閉所による週休2日の実施

- ・表彰対象工事において対象期間の2/7以上の日数を完全に現場閉所した場合に加点する。ただし，現場施工のある工事を対象とし，対象期間が1週間未満の工事は対象外とする。
- ・当初施工計画時点において，週休2日相当の現場閉所日を設定した工事に限る。
- ・対象期間は，工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし，次の期間は対象期間から除く。
 - （ア）年末年始6日間及び夏季休暇3日間
 - （イ）工場製作のみが行われている期間
 - （ウ）災害時の緊急対応等，受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・現場閉所日数とは，対象期間内において，下請業者も含めて，1日を通して，現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計とする。なお，現地作業には，資材納入や交通誘導，運搬等建設業に該当しないものは含まない。
- ・閉所日の現場の安全管理等は閉所と認める。
- ・週休2日モデル工事により設計変更したかは問わない。
- ・1工事あたり最大1点

イ 各技術者等の休日取得状況による週休2日の実施

- ・対象工事は、交替制で工事を行うため現場閉所が困難な工事とし、契約後速やかに、工事打合せ簿等により、各技術者等の休日取得状況による週休2日の実施を発注者へ申し出た工事に限る。
- ・表彰対象工事において、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における現場に従事した全ての技術者及び技能労働者（非常勤（臨時）に従事する者は除く）（以下「技術者等」という。）の休日率（技術者等の休日日数を対象期間で除した率）の平均が2/7以上となる場合に加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が1週間未満の工事は対象外とする。
- ・対象期間の考え方は、アの「現場閉所による週休2日の実施」と同様とする。
- ・週休2日交替制モデル工事により設計変更したかは問わない。
- ・1工事あたり最大1点

(2) 提出書類（予定）

- ・申請様式
- ・(1) アの場合、実績を記入した休日取得計画表（週休2日モデル工事様式）
- ・(1) イの場合、実績を記入した休日取得状況表（週休2日交替制モデル工事様式）
- ・休日を取得したことが確認できる日報・月報の写し
※週休2日モデル工事又は週休2日交替制モデル工事で設計変更した工事は、4週8休以上の補正が確認できる資料（契約書の表紙及び総括情報表等）を添付すれば良いこととする。

○工事着手時40歳以下の技術者による施工

○女性技術者による施工

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、原則として、工期の全期間にわたり従事した主任・監理技術者とし、表彰対象技術者と同一の者とする。
- ・それぞれの項目ごとに加点する（各項目2点、1工事最大4点）
- ・工事着手時とは、工期の始期日のことである。

(2) 提出書類（予定）

- ・申請様式
- ・年齢や性別の要件が確認できる書類の写し
 - ①健康保険証
 - ②マイナンバーカード
 - ③パスポート
 - ④その他、公の機関が発行した書類

※要件に関係しない箇所は黒塗り等により消去することとし、旧姓を使用している場合は、旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等、公の機関が発行した書類）を添付すること。